

第 76 回（令和 8 年度）税理士試験

相続税法

解答・解説

— 答案用紙準拠版 —

試験日	令和 8 年 8 月 4 日～6 日（第 76 回税理士試験）
出題構成	第一問 理論 50 点／第二問 計算 50 点
評価基準日	令和 8 年 4 月 3 日現在の財産評価基本通達による
相続開始日	令和 8 年（2026 年）8 月 3 日（被相続人 甲）

本資料について

本資料は、第 76 回税理士試験「相続税法」の本試験問題について、答案用紙の様式に準拠する形で解答例を示し、あわせて各論点の解説を付したものです。

解答は現時点における一つの見解であり、税務当局・試験委員の見解と一致することを保証するものではありません。特に朱書きで示した論点は各社で解答が分かれる可能性があります。

あん分割合は問題の指示により端数処理の調整を行っていません。金額の端数処理は、特段の指示がない項目については円未満切捨てによっています。

総評－第 76 回 相続税法

第一問（理論）は、みなし贈与（相続税法第 7 条・第 9 条）と、相続時精算課税＋災害特例＋生前贈与加算という「令和 6 年改正の総まとめ」ともいえる出題でした。条文に触れつつ説明させる形式は近年の定番であり、条文番号を的確に挙げられたかどうかは差になります。

第二問（計算）は、①祖父母との普通養子縁組による相続人の判定（二重身分）、②容積率の異なる 2 以上の地域にわたる宅地、③地積規模の大きな宅地＋側方路線影響加算、④取引相場のない株式（中会社・類似業種比準＋純資産価額）、⑤配当期待権、⑥生命保険契約に関する権利、⑦相次相続控除と、相続税法計算の主要論点を網羅した重量級の出題です。

ランク	論点	難易度	コメント
第一問 問 1(1)	低額譲受け（相法 7）	○	基本論点。条文の要件・効果を正確に。
第一問 問 1(2)	同族会社への低額譲渡（相法 9・相基通 9-2(4)）	△	「株式の価額の増加額」を贈与とみなす点に気づけたか。
第一問 問 2	相続時精算課税・災害特例・生前贈与加算	△	措法 70 条の 3 の 3 と経過措置の両方が必要。
第二問 1(1)(2)	宅地 E・宅地 G 等の財産評価	△	容積率補正と規模格差補正。ここは落とせない。
第二問 1(2)	J 社株式（取引相場のない株式）	△	分量は多いが典型論点。時間配分がカギ。
第二問 1(3)	小規模宅地等の特例	×	有利選択で端数の出る面積になる難問。
第二問 2	相続人の判定・法定相続分	×	二重身分の処理。合否を分ける最重要論点。
第二問 2(3)	相次相続控除・未成年者控除	△	甥 D の納税義務者区分の判定が前提。

【POINT】

○＝確実に得点したい △＝差がつく ×＝正答率が低いと予想される

第二問は分量が非常に多く、全問完答は困難です。宅地 E・家屋 F・家屋 H・I 社株式・配当還元価額・生命保険金非課税・退職手当金といった「取りやすい箇所」を確実に押さえたうえで、J 社株式の純資産価額や小規模宅地等の有利選択にどこまで手を伸ばせたかが勝負になります。

第一問 – 50 点 –

問 1 (25 点) みなし贈与

【設例の確認】

個人 A は、自己が保有する土地（通常の取引価額（時価）1,000 万円）を 200 万円で譲渡する。この譲渡対価は著しく低い価額の対価と認められる。

■(1) 個人 B（個人 A の子）に譲渡した場合

【解答】

1. 課税関係

個人 B は、著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けているため、

相続税法第 7 条（贈与又は遺贈により取得したものとみなす場合）の規定により、当該土地の譲渡があった時において、当該財産の譲渡の時における時価（通常の取引価額 1,000 万円）と譲渡の対価の額（200 万円）との差額に相当する金額 **800 万円** を、当該財産を譲渡した個人 A から贈与により取得したものとみなされ、贈与税が課される。

2. 留意点

(1) 相続税法第 7 条は、譲渡の当事者間に親族関係があることを要件としておらず、また、当事者に租税回避の意図があるか否かを問わない。

(2) 「著しく低い価額の対価」であるかどうかは、個々の具体的事案に基づき、当該財産の譲渡の事情、当該譲渡の対価、当該譲渡に係る財産の市場価額、当該財産の相続税評価額などを勘案して判定する（相基通 7-1）。

(3) 個人間の対価を伴う取引により取得した土地等については、通常の取引価額に相当する金額によって評価する（相基通 7-2）。したがって、本問の差額は路線価等による相続税評価額ではなく、通常の取引価額 1,000 万円を基礎として計算する。

(4) ただし、当該財産の譲渡を受けた者が**資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合**において、その者の扶養義務者から当該財産の譲渡を受けたときは、その債務を弁済することが困難である部分の金額については、相続税法第 7 条ただし書により、贈与により取得したものとみなされない。

【解説】

ごく基本的な低額譲受けの論点です。「関連する条文に触れつつ」とあるため、相続税法第 7 条という条文番号の明示が不可欠です。

本問の解答で差がつくのは、①「時価」として通常の取引価額を用いる根拠（相基通 7-2）に触れられたか、②第 7 条ただし書（資力喪失の場合の適用除外）まで書けたか、の 2 点です。設例には資力喪失の記述はありませんが、条文の構造を説明する趣旨で言及しておくのが安全です。

■(2) 同族会社 C（代表取締役・株主は個人 B のみ）に譲渡した場合

【解答】

1. 法人に対する低額譲渡と相続税法第 7 条

当該土地の譲渡を受けたのは法人（同族会社 C）であり、法人は贈与税の納税義務者とならないため、相続税法第 7 条の適用はない（法人については法人税の課税問題となる）。

2. 株主である個人 B に対する課税関係

同族会社に対して時価より著しく低い価額の対価で財産の譲渡があったことにより、当該同族会社の株式の価額が増加した場合には、**相続税法第 9 条（その他の利益の享受）**の規定により、その株主が、当該株式の価額のうち増加した部分に相当する金額を、当該財産を譲渡した者から贈与により取得したものとみなされる（相基通 9-2(4)）。

したがって、個人 B は、その保有する同族会社 C の株式の価額の増加額 **500 万円** を、当該土地を譲渡した個人 A から贈与により取得したものとみなされ、贈与税が課される。

3. 留意点

(1) みなし贈与とされる金額は、譲渡財産の時価と対価との差額（800 万円）ではなく、あくまで株主が享受した利益の額、すなわち株式の価額の増加額（500 万円）である。

(2) 相続税法第 9 条は、対価を支払わないで又は著しく低い価額の対価で利益を受けた場合に、当該利益を受けた時における当該利益の価額に相当する金額を、当該利益を受けさせた者から贈与により取得したものとみなす旨を規定している。

(3) 当該利益を受けた者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、その者の扶養義務者から当該利益を受けたときは、その債務を弁済することが困難である部分の金額については適用がない（相法 9 ただし書）。

【POINT】

「第 7 条か第 9 条か」の切り分けが本問のすべてです。譲渡の相手方が個人なら第 7 条、法人（同族会社）なら株主に対する第 9 条、と整理しておきましょう。

相基通 9-2 は、同族会社の株式の価額が増加した場合の 4 類型（①無償の財産提供、②著しく低い価額での現物出資、③債務免除等、④著しく低い価額の対価での財産譲渡）を掲げています。本問は④に該当します。

問 2 (25 点) 相続時精算課税と生前贈与加算

【設例の確認】

個人 X から個人 Y (X の子) への贈与の状況 (令和 8 年 10 月に X が死亡 / Y は相続を放棄し財産等を取得していない)

贈与日	内容	課税方式	備考
令和 5 年 4 月	現金 300 万円	暦年課税	—
令和 6 年 4 月	現金 500 万円	暦年課税	—
令和 7 年 8 月	建物 2,500 万円	相続時精算課税	選択届出書を提出 / 令和 8 年 5 月に災害で被災 (被災価額 500 万円)、同年 9 月に措法 70 条の 3 の 3 の承認
令和 8 年 4 月	現金 800 万円	相続時精算課税	選択の効力が及ぶ (相法 21 の 9③)

【解答】

1. 相続時精算課税の適用と相続税の課税価格への算入 (相法 21 の 16①)

個人 Y は、令和 7 年 8 月の建物の贈与について相続時精算課税選択届出書を提出しているため、その届出に係る特定贈与者である個人 X からのその後の贈与 (令和 8 年 4 月の現金 800 万円) についても、すべて相続時精算課税が適用される (相法 21 の 9③)。

個人 Y は相続を放棄しているが、相続時精算課税適用者が特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得しなかった場合においても、**相続税法第 21 条の 16 第 1 項**の規定により、当該相続時精算課税の適用を受ける財産を当該特定贈与者から相続 (当該相続時精算課税適用者が相続人以外の者である場合には遺贈) により取得したものとみなされ、相続税の課税価格に算入される。

2. 課税価格に算入される価額 (相法 21 の 16③二、21 の 11 の 2①、措法 70 の 3 の 3①)

算入される価額は、贈与の時における価額から相続時精算課税に係る基礎控除額 (年 110 万円) を控除した残額による。

また、相続時精算課税の適用を受けた建物が、贈与の日から特定贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までの間に災害により相当の被害を受け、税務署長の承認を受けた場合には、**租税特別措置法第 70 条の 3 の 3**の規定により、贈与の時における価額から被災価額を控除した残額をもって、相続税の課税価格に加算される「贈与の時における価額」とする。

贈与年	贈与財産	贈与時の価額	被災価額	基礎控除	課税価格算入額
令和 7 年分	建物	25,000,000	△5,000,000	△1,100,000	18,900,000
令和 8 年分	現金	8,000,000	—	△1,100,000	6,900,000
小計 (相続時精算課税適用財産)					25,800,000

3. 暦年課税分の生前贈与加算 (相法 19①、令和 5 年改正法附則)

個人 Y は、上記 1 のとおり相続により財産を取得したものとみなされるため、相続税法第 19 条第 1 項の「相続又は遺贈により財産を取得した者」に該当し、暦年課税に係る生前贈与加算の規定の適用がある。

加算の対象となるのは、相続開始前 7 年以内 (令和 6 年 1 月 1 日以後の贈与に限る。経過措置) に取得した財産である。

贈与日	贈与財産	判定	加算額
令和 5 年 4 月	現金 300 万円	相続開始前 3 年より前、かつ令和 6 年 1 月 1 日以前の贈与 → 加算対象外	0
令和 6 年 4 月	現金 500 万円	相続開始前 3 年以内の贈与 → 全額加算 (100 万円控除の対象外)	5,000,000

4. 結論

相続時精算課税適用財産 (建物)	18,900,000 円
------------------	--------------

相続時精算課税適用財産（現金）	6,900,000 円
暦年課税分の生前贈与加算	5,000,000 円
個人 Y の相続税の課税価格	30,800,000 円

【解説】

本問は、令和 5 年度・令和 6 年度改正の要点を横断的に問うものです。押さえるべき論点は次の 4 つです。

- ① 相続放棄をしても相続時精算課税適用財産は課税価格に算入される（相法 21 の 16①）。ここを落とすと全減します。
- ② 一度相続時精算課税を選択すると、以後の特定贈与者からの贈与にはすべて適用される（相法 21 の 9③）。令和 8 年 4 月の現金 800 万円も精算課税分です。
- ③ 令和 6 年 1 月 1 日以後の贈与には相続時精算課税に係る基礎控除 110 万円が適用され、課税価格に算入されるのは控除後の残額（相法 21 の 11 の 2①、21 の 16③二）。年ごとに 110 万円である点に注意。
- ④ 措法 70 条の 3 の 3（相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例）。相続時精算課税は「贈与時の価額」で固定されるのが原則ですが、災害により相当の被害（想定価額のおおむね 10%以上）を受けた土地・建物については、税務署長の承認を受けることで被災価額を控除できます。

【注意】

生前贈与加算の経過措置は要注意です。相続開始が令和 8 年 10 月であるため、加算対象は「令和 6 年 1 月 1 日以後の贈与」に限られます。令和 5 年 4 月の 300 万円は、相続開始前 3 年以内（令和 5 年 10 月以後）にも該当せず、令和 6 年 1 月 1 日以後の贈与にも該当しないため、加算対象外となります。

また、令和 6 年 4 月の 500 万円は相続開始前 3 年以内の贈与であるため、延長期間分についての 100 万円控除（相法 19①かっこ書）は適用されず、全額が加算されます。

第二問 - 50 点 -

以下、答案用紙の様式に従って解答を示します。金額の単位は円です。

前提① 相続人の判定と法定相続分

被相続人甲の親族関係

被相続人甲には子がなく、直系尊属（亡父丙・亡母丁・亡祖父戊・亡祖母己）はいずれも相続開始以前に死亡している。したがって第 3 順位の兄弟姉妹が相続人となる。

甲は平成 6 年 4 月に亡祖父戊・亡祖母己と普通養子縁組をしているため、戊・己の実子である亡父丙及び叔父 A も、法律上、甲の兄弟姉妹に該当する。

兄弟姉妹の系統	続柄の根拠	相続人	法定相続分
亡姉 B（相続開始以前に死亡）	実父丙・実母丁を同じくする	甥 D（代襲相続人）	$1/4 \times 1/4 = 1/16$
弟 C	実父丙・実母丁を同じくする	弟 C	$1/4 \times 1/4 = 1/16$
亡父丙（令和 4 年 5 月 6 日死亡）	養親戊・己を同じくする	弟 C（代襲相続人）	$1/4 \times 1/4 = 1/16$
叔父 A	養親戊・己を同じくする	叔父 A	$1/4 \times 1/4 = 1/16$
配偶者乙		配偶者乙	$3/4$

相続人	配偶者乙	叔父 A	弟 C	甥 D	合計
法定相続分	$3/4$	$1/16$	$2/16 (=1/8)$	$1/16$	1
納税義務者の区分	居住無制限	居住無制限	居住無制限	非居住無制限（相法 1 の 3①二ハ）	—
2 割加算	なし	あり	あり	あり	—

法定相続人の数 = 4 人

配偶者乙・叔父 A・弟 C・甥 D の 4 人（弟 C は二重身分であるが、法定相続人の数の計算上は 1 人として数える）。

遺産に係る基礎控除額 = 30,000,000 円 + 6,000,000 円 × 4 人 = 54,000,000 円

生命保険金等・退職手当金等の非課税限度額 = 5,000,000 円 × 4 人 = 20,000,000 円

【注意】

弟 C は、①実父母（丙・丁）を同じくする甲の弟としての地位と、②養親（戊・己）を同じくする甲の兄弟姉妹である亡父丙の代襲相続人としての地位とを併有します（二重身分）。この場合、法定相続分は両方を合算して $1/16 + 1/16 = 1/8$ となります。

※ この論点は解答が分かれる可能性があります。丙の系統を考慮しない場合、法定相続分は乙 $3/4$ 、A・C・D 各 $1/12$ となり、相続税の総額以降の数値が変動します。

甥 D は米国に住所・国籍を有し、相続開始前 10 年以内に国内に住所を有したことがありませんが、被相続人甲が外国人被相続人・非居住被相続人のいずれにも該当しないため、非居住無制限納税義務者（相法 1 の 3①二ハ）となります。したがって生命保険金等の非課税・未成年者控除の適用があります。

1 各相続人等の相続税の課税価格の計算

(1) 遺贈により取得した個々の財産の価額の計算

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計算過程
宅地 E	乙	9,690,000	① 自用地価額 $100,000 \text{ 円} \times 1.00 \text{ (奥行 20m・普通商業併用住宅地区)} \times 300 \text{ m}^2 = 30,000,000$ ② 容積率の異なる 2 以上の地域にわたる宅地の控除割合 $1 - (225 \text{ m}^2 \times 400\% + 75 \text{ m}^2 \times 300\%) \div (300 \text{ m}^2 \times 400\%) = 0.0625$ $0.0625 \times 0.5 = 0.03125 \rightarrow 0.031$ ③ $30,000,000 \times (1 - 0.031) = 29,070,000$ ④ 甲の持分 $29,070,000 \times 1/3 = 9,690,000$ ※ 家屋 F の敷地で甲乙間に地代等の授受がないため自用地評価
家屋 F	乙	20,000,000	① 自用地価額 $20,000,000 \times 1.0 = 20,000,000$
宅地 G	乙	112,554,000	① 正面路線の判定 $200 \text{ 千円} \times 1.00 \text{ (奥行 30m・普通商業併用住宅地区)} = 200,000 > 100 \text{ 千円} \times 0.97 \text{ (奥行 25m・普通住宅地区)} = 97,000 \therefore 200 \text{ 千円が正面路線}$ ② 1 m ² 当たりの価額 $200,000 \times 1.00 + 100,000 \times 1.00 \times 0.08 \text{ (角地)} = 208,000$ ③ 規模格差補正率 $(750 \text{ m}^2 \times 0.95 + 25) \div 750 \text{ m}^2 \times 0.8 = 0.786... \rightarrow 0.78$ ④ 自用地価額 $208,000 \times 0.78 \times 750 \text{ m}^2 = 121,680,000$ ⑤ 貸家建付地部分 (甲の家屋 H 持分 1/2 対応) $121,680,000 \times 1/2 \times (1 - 0.5 \times 0.3 \times 1) = 51,714,000$ ⑥ 自用地部分 (乙の家屋 H 持分 1/2 対応・使用貸借) $121,680,000 \times 1/2 = 60,840,000$ ⑦ ⑤ + ⑥ = 112,554,000
家屋 H	乙	21,000,000	① 貸家 $60,000,000 \times 1/2 \times (1 - 0.3 \times 1) = 21,000,000$
I 社株式	C	12,400,000	① 課税時期の最終価格 12,500 ② 令和 8 年 8 月の月平均額 12,600 ③ 令和 8 年 7 月 (配当落の日から末日まで) 12,500 ④ 令和 8 年 6 月 $12,800 - 400 \text{ (予想配当)} = 12,400$ ★最も低い ⑤ $12,400 \times 1,000 \text{ 株} = 12,400,000$
(配当期待権)	C	318,740	課税時期が配当金交付の基準日 (令和 8 年 7 月 31 日) の翌日以後、株主総会決議日 (令和 8 年 10 月 15 日) 前 $400 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} = 400,000$ $400,000 - (400,000 \times 20.315\%) = 400,000 - 81,260 = 318,740$
J 社株式	A	14,144,000	原則的評価方式 (中会社) $2,720 \text{ 円} \times 5,200 \text{ 株} = 14,144,000$ ※(2)参照
J 社株式	C	200,000	配当還元方式 $250 \text{ 円} \times 800 \text{ 株} = 200,000$ ※(2)参照
家庭用財産	乙	1,500,000	$2,000,000 - 500,000 \text{ (日常礼拝の用に供している仏具・相法 12①二の非課税財産)} = 1,500,000$
その他の財産	乙	28,160,000	$38,160,000 - 2,000,000 \text{ (弟 C)} - 8,000,000 \text{ (甥 D)} = 28,160,000$
その他の財産	C	2,000,000	現金
その他の財産	D	8,000,000	現金
(生命保険契約に関する権利)	D	4,200,000	M 生命保険契約は、被保険者が夫 B' で相続開始時に保険事故が発生しておらず、契約者かつ保険料負担者が被相続人甲であるため、本来の相続財産 (生命保険契約に関する権利) となる。 解約返戻金の額 4,200,000 (解約返戻金 1,200,000 + 未経過保険料 3,000,000) ※ 支払済保険料 4,500,000 > 解約返戻金等 4,200,000 のため源泉徴収されるべき所得税相当額はない

【注意】

宅地 G の側方路線影響加算では、側方路線の奥行価格補正率も「正面路線の地区区分 (普通商業・併用住宅地区)」により求めます。側方路線の地区区分 (普通住宅地区) の補正率 0.97 を使わないよう注意が必要です。

I 社株式は、課税時期 (令和 8 年 8 月 3 日) が配当落の日 (7 月 30 日) 以後かつ基準日 (7 月 31 日) の翌日以後

であるため、評基通 172(2)により、①7 月の月平均額は配当落の日から末日までの平均額（12,500 円）に置き換え、②7 月より前の月（6 月）の月平均額からは予想配当金額 400 円を控除します。

同時に、基準日に株主であった被相続人は配当を受ける権利を有するため、配当期待権（評基通 193）を別途計上します。問題の指示(6)の「源泉徴収されるべき所得税等の税率 20.315%」はここで使用します。

(2) 遺贈により取得した個々の財産（取引相場のない J 社株式）の価額の計算

■ イ 評価方式の判定

取得者	取得後の議決権割合	判定	評価方式
叔父 A	$(14,000 \text{ 株} + 5,200 \text{ 株}) \div 100 \text{ 株} = 192 \text{ 個}$ $192 \text{ 個} \div 200 \text{ 個} = 96\%$	同族株主に該当し、かつ中心的な同族株主に該当する	原則的評価方式
弟 C	$800 \text{ 株} \div 100 \text{ 株} = 8 \text{ 個}$ $8 \text{ 個} \div 200 \text{ 個} = 4\%$	同族株主に該当するが、中心的な同族株主（叔父 A）がおり、中心的な同族株主以外の同族株主で、議決権割合が 5%未満であり、かつ課税時期において役員でなく申告期限までに役員となる者でもない	配当還元方式

■ ロ 1 株当たりの純資産価額の計算 (i) 資産の部

科 目	相続税評価額	帳簿価額	計算過程
現金及び預金	33,927,000	33,927,000	千円未満切捨
売掛金	15,000,000	15,000,000	千円未満切捨
貸付金	900,000	900,000	$1,200,000 - 300,000$ （回収不能額。帳簿価額からも同額を除く）
棚卸資産	16,300,000	16,300,000	—
建物	23,900,000	21,000,000	課税時期前 3 年以内（令和 6 年 3 月）に取得した家屋であるため、通常の取引価額により評価（評基通 185 ただし書）
車両運搬具	8,800,000	8,640,000	売買実例価額が明らかであるため、これにより評価（評基通 129）
土地	68,000,000	69,000,000	課税時期における相続税評価額
生命保険金請求権	25,000,000	25,000,000	被相続人甲の死亡により J 社が取得した保険金請求権を計上し、保険積立金 12,000,000 は除外する
合 計	191,827,000	189,767,000	

■ ロ 1 株当たりの純資産価額の計算 (ii) 負債の部

科 目	相続税評価額	帳簿価額	計算過程
買掛金	11,520,000	11,520,000	—
借入金	36,000,000	36,000,000	—
未払金	2,890,000	2,890,000	千円未満切捨
未払法人税等	560,000	560,000	令和 8 年 3 月 31 日決算期末に係る事業年度の法人税等の未払額（評基通 186(1)）
未払退職金等	25,000,000	25,000,000	退職慰労金 20,000,000 + 功労加算金 2,000,000 + 弔慰金 3,000,000（評基通 186(3)）
合 計	75,970,000	75,970,000	

■ ロ 1 株当たりの純資産価額の計算（続き）

① 相続税評価額による純資産価額	$191,827,000 - 75,970,000 = 115,857,000$
② 帳簿価額による純資産価額	$189,767,000 - 75,970,000 = 113,797,000$
③ 評価差額に相当する金額	$115,857,000 - 113,797,000 = 2,060,000$
④ 評価差額に対する法人税額等相当額	$2,060,000 \times 38\% = 782,800$
⑤ 課税時期現在の純資産価額	$115,857,000 - 782,800 = 115,074,200$
⑥ 1 株当たりの純資産価額	$115,074,200 \div 20,000 \text{ 株} = 5,753 \text{ 円（1 円未満切捨）}$

■ ハ 1 株当たりの価額の計算 — 類似業種比準価額

1 株当たりの資本金等の額	$10,000,000 \div 20,000 \text{ 株} = 500 \text{ 円}$
---------------	--

直前期末の発行済株式数（50 円換算）	$10,000,000 \div 50 \text{ 円} = 200,000 \text{ 株}$
㊤ 類似業種の株価	$477 / 462 / 476 / 468 / 467 \rightarrow \text{最も低い } 462 \text{ 円}$
㊤ 1 株当たりの年配当金額	$\{ (150,000 - 0) + (150,000 - 60,000) \} \div 2 = 120,000$ $120,000 \div 200,000 \text{ 株} = 0.6 \text{ 円} \text{ (10 銭未満切捨)}$
㊤ 1 株当たりの年利益金額	直前期： $2,500,000 - (500,000 - 200,000) + 100,000 - 20,000 + 1,500,000 = 3,780,000$ 直前々期： $0 - 0 + 80,000 - 16,000 + 2,000,000 = 2,064,000$ (a) $3,780,000 \div 200,000 \text{ 株} = 18 \text{ 円}$ (b) $(3,780,000 + 2,064,000) \div 2 \div 200,000 \text{ 株} = 14 \text{ 円} \quad \therefore \text{有利な } 14 \text{ 円を選択}$
㊤ 1 株当たりの純資産価額（帳簿価額）	$(52,000,000 + 10,000,000) \div 200,000 \text{ 株} = 310 \text{ 円}$
比準割合	㊤/B = $0.6 \div 4.4 = 0.13$ ㊤/C = $14 \div 33 = 0.42$ ㊤/D = $310 \div 232 = 1.33$ $(0.13 + 0.42 + 1.33) \div 3 = 0.626... \rightarrow 0.62$
類似業種比準価額	$462 \times 0.62 \times 0.6 = 171.864 \rightarrow 171 \text{ 円}$ $171 \text{ 円} \times 500 \text{ 円} \div 50 \text{ 円} = 1,710 \text{ 円}$

■ハ 1 株当たりの価額の計算（続き）

原則的評価方式（中会社・L=0.75）	$1,710 \text{ 円} \times 0.75 + 5,753 \text{ 円} \times (1 - 0.75) = 1,282.5 + 1,438.25 = 2,720 \text{ 円} \text{ (1 円未満切捨)}$ $2,720 \text{ 円} < 5,753 \text{ 円 (純資産価額)} \quad \therefore 2,720 \text{ 円}$
叔父 A の取得分	$2,720 \text{ 円} \times 5,200 \text{ 株} = 14,144,000 \text{ 円}$
配当還元価額	年配当金額 $0.6 \text{ 円} < 2 \text{ 円 } 50 \text{ 銭} \quad \therefore 2 \text{ 円 } 50 \text{ 銭}$ $(2.5 \text{ 円} \div 10\%) \times (500 \text{ 円} \div 50 \text{ 円}) = 25 \times 10 = 250 \text{ 円}$ $250 \text{ 円} < 2,720 \text{ 円} \quad \therefore 250 \text{ 円}$
弟 C の取得分	$250 \text{ 円} \times 800 \text{ 株} = 200,000 \text{ 円}$

(3) 小規模宅地等の特例の計算**① 特例対象宅地等の区分**

宅地 E (甲持分 $1/3 \cdot 100 \text{ m}^2$)	被相続人甲の居住の用に供されていた家屋 F の敷地であり、配偶者乙が取得しているため特定居住用宅地等に該当する。 1 m^2 当たり $9,690,000 \div 100 \text{ m}^2 = 96,900 \text{ 円}$
宅地 G (貸家建付地部分 $\cdot 375 \text{ m}^2$)	被相続人甲の貸付事業の用に供されていた宅地等で、配偶者乙が事業を引き継ぎ申告期限まで所有・貸付を継続しているため貸付事業用宅地等に該当する。 1 m^2 当たり $51,714,000 \div 375 \text{ m}^2 = 137,904 \text{ 円}$ ※ 乙の家屋 H 持分に対応する部分 (使用貸借) は貸付事業に該当せず対象外

② 有利判定

限度面積要件	特定居住用の面積 $\times 200/330 +$ 貸付事業用の面積 $\leq 200 \text{ m}^2$
1 m^2 当たり減額効果 (貸付事業用換算)	特定居住用 : $96,900 \times 80\% \times 330/200 = 127,908 \text{ 円}$ 貸付事業用 : $137,904 \times 50\% = 68,952 \text{ 円}$ ∴ 特定居住用 (宅地 E) を優先して 100 m^2 すべて選択する
貸付事業用の選択可能面積	$200 \text{ m}^2 - 100 \text{ m}^2 \times 200/330 = 4,600/33 \text{ m}^2 (\approx 139.3939 \text{ m}^2)$

③ 課税価格から控除される金額

特例適用対象財産	取得者	課税価格から減額される金額	計算過程
宅地 E (特定居住用宅地等)	乙	7,752,000	$9,690,000 \times 100 \text{ m}^2 / 100 \text{ m}^2 \times 80/100 = 7,752,000$
宅地 G (貸付事業用宅地等)	乙	9,611,490	$51,714,000 \times (4,600/33) \text{ m}^2 \div 375 \text{ m}^2 \times 50/100 = 9,611,490.90... \rightarrow 9,611,490$
合 計	乙	17,363,490	

【 POINT 】

小規模宅地等の有利判定は、限度面積の按分係数 ($200/330$) を加味した「貸付事業用宅地等の面積 1 m^2 当たりの減額効果」で比較します。特定居住用は $96,900 \text{ 円} \times 80\% = 77,520 \text{ 円}$ の減額ですが、貸付事業用の枠を $200/330 \text{ m}^2$ しか消費しないため、貸付事業用に換算すると $77,520 \times 330/200 = 127,908 \text{ 円}$ となり、貸付事業用 ($68,952 \text{ 円}$) を大きく上回ります。

したがって宅地 E を 100 m^2 すべて選択し、残枠を宅地 G に充てるのが有利です。

(4) 課税価格から控除すべき債務及び葬式費用の計算

債務及び葬式費用	負担者	金 額	計算過程
債務	乙	3,350,000	① 未納公租公課 3,200,000 → 控除可 ② 食料品購入未払金 150,000 → 控除可 ③ 墓地購入未払金 1,200,000 → 非課税財産の取得に係る債務のため控除不可（相法 13③） $3,200,000 + 150,000 = 3,350,000$
葬式費用	乙	2,500,000	① 通夜及び告別式の費用 $4,000,000 \times 1/2 = 2,000,000$ → 控除可 ② 寺院へのお布施 500,000 → 控除可 ③ 初七日法要費用 200,000 → 控除不可 ④ 香典返戻費用 800,000 → 控除不可 $2,000,000 + 500,000 = 2,500,000$
葬式費用	A	2,000,000	通夜及び告別式の費用 $4,000,000 \times 1/2 = 2,000,000$

※ 香典 2,000,000 円は相続税の課税対象とならない。また、叔父 A は相続人であるため葬式費用の控除ができる。

(5) 相続又は遺贈によるみなし取得財産の価額の計算**■ 生命保険金等**

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計算過程
生命保険金等 (K 生命保険契約)	乙	18,000,000	$20,000,000 - 2,000,000$ (契約者貸付金の元利合計額) = 18,000,000 (相基通 3-9)
生命保険金等 (L 生命保険契約)	D	10,000,000	$20,000,000 \times 1/2$ (被相続人甲の保険料負担割合) = 10,000,000 ※ 夫 B' の負担部分 10,000,000 は、夫 B' から甥 D への贈与とみなされ (相法 5①)、相続税の課税価格には算入しない
合 計		28,000,000	

■ 同上の非課税金額

財産の種類	取得者	非課税金額	計算過程
非課税限度額			$5,000,000 \text{ 円} \times 4 \text{ 人} = 20,000,000 \text{ 円} < 28,000,000 \text{ 円}$
生命保険金等	乙	12,857,142	$20,000,000 \times 18,000,000 / 28,000,000 = 12,857,142.8... \rightarrow 12,857,142$
生命保険金等	D	7,142,857	$20,000,000 \times 10,000,000 / 28,000,000 = 7,142,857.1... \rightarrow 7,142,857$
課税される金額		乙 5,142,858 / D 2,857,143	

■ 退職手当金等 / 同上の非課税金額

財産の種類	取得者	金 額	計算過程
退職手当金等	乙	22,000,000	退職慰労金 20,000,000 + 功労加算金 2,000,000 = 22,000,000 ※ 弔慰金 3,000,000 は、業務上の死亡でないため $600,000 \times 6 \text{ か月} = 3,600,000$ が非課税限度額となり、 $3,000,000 \leq 3,600,000$ であるため全額が弔慰金として取り扱われ、退職手当金等に該当しない
同上の非課税金額	乙	20,000,000	$5,000,000 \text{ 円} \times 4 \text{ 人} = 20,000,000 \text{ 円} < 22,000,000 \text{ 円} \therefore 20,000,000$
課税される金額	乙	2,000,000	$22,000,000 - 20,000,000 = 2,000,000$

(6) 課税価格に加算する贈与財産（暦年贈与分）の価額の計算

贈与年月日	受贈者	加算される贈与財産価額	計算過程
令和 8 年 2 月 3 日	乙	0	宅地 E の共有持分 3 分の 2 の贈与について、相続税法第 21 条の 6（贈与税の配偶者控除）の適用要件を満たしている。 贈与財産の価額 $29,070,000 \times 2/3 = 19,380,000$ $19,380,000 \leq 20,000,000$ ∴ 全額が特定贈与財産に該当し、相続税の課税価格に加算しない（相法 19②一口）

【 POINT 】

相続開始の年（令和 8 年）における配偶者への居住用不動産の贈与であり、乙はこれまで甲からの贈与について贈与税の配偶者控除の適用を受けていないため、「贈与税の配偶者控除の適用があるものとした場合に控除されることとなる金額に相当する部分」が特定贈与財産となります（相法 19②一口）。

本問では贈与財産の価額 19,380,000 円が 2,000 万円以下であるため全額が特定贈与財産となり、生前贈与加算の対象外となります。したがって贈与税額控除も生じません。

(7) 各相続人等の課税価格の計算

区 分	配偶者乙	叔父 A	弟 C	甥 D	合 計
遺贈により取得した財産	192,904,000	14,144,000	14,918,740	12,200,000	234,166,740
小規模宅地等の特例による減額	△17,363,490	—	—	—	△17,363,490
みなし取得財産（生命保険金等）	5,142,858	—	—	2,857,143	8,000,001
みなし取得財産（退職手当金等）	2,000,000	—	—	—	2,000,000
債務	△3,350,000	—	—	—	△3,350,000
葬式費用	△2,500,000	△2,000,000	—	—	△4,500,000
純資産価額	176,833,368	12,144,000	14,918,740	15,057,143	218,953,251
生前贈与加算額	0	—	—	—	0
課税価格（1,000 円未満切捨）	176,833,000	12,144,000	14,918,000	15,057,000	218,952,000

2 納付すべき相続税額の計算

(1) 相続税の総額の計算

課税価格の合計額	218,952,000 円
遺産に係る基礎控除額	$30,000,000 + 6,000,000 \times 4 \text{ 人} = 54,000,000 \text{ 円}$
課税遺産総額	$218,952,000 - 54,000,000 = 164,952,000 \text{ 円}$

法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額 (1,000 円未満切捨)	相続税の総額の基となる税額
配偶者乙	3/4	$164,952,000 \times 3/4 = 123,714,000$	$123,714,000 \times 40\% - 17,000,000 = 32,485,600$
叔父 A	1/16	$164,952,000 \times 1/16 = 10,309,500 \rightarrow 10,309,000$	$10,309,000 \times 15\% - 500,000 = 1,046,350$
弟 C	2/16	$164,952,000 \times 2/16 = 20,619,000$	$20,619,000 \times 15\% - 500,000 = 2,592,850$
甥 D	1/16	$164,952,000 \times 1/16 = 10,309,500 \rightarrow 10,309,000$	$10,309,000 \times 15\% - 500,000 = 1,046,350$
合 計 (100 円未満切捨)			37,171,150 → 37,171,100 円

(2) 各相続人等の納付すべき相続税額の計算

区 分	配偶者乙	叔父 A	弟 C	甥 D
あん分割合	$176,833,000 / 218,952,000$	$12,144,000 / 218,952,000$	$14,918,000 / 218,952,000$	$15,057,000 / 218,952,000$
算出相続税額	30,020,630	2,061,665	2,532,602	2,556,200
相続税額の 2 割加算額	—	+412,333	+506,520	+511,240
配偶者の税額軽減額	△27,878,325	—	—	—
未成年者控除額	—	—	—	△100,000
相次相続控除額	△776,345	△53,315	△65,494	△66,104
差引税額	1,365,960	2,420,683	2,973,628	2,901,336
納付すべき相続税額 (100 円未満切捨)	1,365,900	2,420,600	2,973,600	2,901,300

(3) 相続税額の 2 割加算額及び控除額の計算

加算及び控除の項目	対象者	金 額	計算過程
相続税額の 2 割加算額	A C D	412,333 506,520 511,240	叔父 A・弟 C・甥 D は、いずれも被相続人の一親等の血族及び配偶者以外の者であるため 2 割加算の対象となる（相法 18）。 A : $2,061,665 \times 20\% = 412,333$ C : $2,532,602 \times 20\% = 506,520$ D : $2,556,200 \times 20\% = 511,240$
配偶者の税額軽減額	乙	27,878,325	① $218,952,000 \times 3/4 = 164,214,000 > 160,000,000 \therefore 164,214,000$ ② 乙の課税価格 $176,833,000 > ① \therefore 164,214,000$ ③ $37,171,100 \times 164,214,000 / 218,952,000 = 27,878,325$ ④ $27,878,325 < 30,020,630 \therefore 27,878,325$
未成年者控除額	D	100,000	甥 D は相続人であり、非居住無制限納税義務者に該当し、かつ相続開始時において 17 歳（平成 21 年 5 月 10 日生まれ）である。 $100,000 \text{ 円} \times (18 \text{ 歳} - 17 \text{ 歳}) = 100,000 \text{ 円}$ (18 歳に達するまでの期間は 9 か月余り。1 年未満切上げにより 1 年)
相次相続控除額	乙 A C D	776,345 53,315 65,494 66,104	Ⓐ 1,602,100（甲に課された相続税額） Ⓔ 28,000,000（甲の純資産価額） Ⓒ 218,952,000 Ⓕ 4 年（令和 4 年 5 月 6 日～令和 8 年 8 月 3 日） Ⓒ ÷ (Ⓔ - Ⓐ) = $218,952,000 \div 26,397,900 > 1 \therefore 1$ $1,602,100 \times 1 \times (10 - 4) / 10 = 961,260$ 乙 : $961,260 \times 176,833,000 / 218,952,000 = 776,345$

加算及び控除の項目	対象者	金 額	計算過程
			$A : 961,260 \times 12,144,000 / 218,952,000 = 53,315$ $C : 961,260 \times 14,918,000 / 218,952,000 = 65,494$ $D : 961,260 \times 15,057,000 / 218,952,000 = 66,104$

第二問 論点別解説

論点① 相続人の判定－祖父母との養子縁組による二重身分

本問最大の山場です。被相続人甲は平成 6 年 4 月に亡祖父戊・亡祖母己と普通養子縁組をしています。養子縁組により、養親の実子（亡父丙・叔父 A）と養子（甲）とは法律上の兄弟姉妹となります。

甲には子がなく、直系尊属も全員死亡しているため、第 3 順位の兄弟姉妹が相続人となります。甲の兄弟姉妹は次の 4 系統です。

系 統	甲との関係	状 況	相続人
亡姉 B	実父母（丙・丁）を同じくする全血の姉	相続開始以前に死亡	甥 D（代襲）
弟 C	実父母（丙・丁）を同じくする全血の弟	生存	弟 C
亡父丙	養親（戊・己）を同じくする全血の兄	令和 4 年 5 月 6 日死亡	弟 C（代襲）
叔父 A	養親（戊・己）を同じくする全血の兄	生存	叔父 A

亡父丙は甲より先に死亡しているため、丙の子が代襲相続します（民法 889②→887②）。丙の子は甲（被相続人本人）・亡姉 B（先死亡、兄弟姉妹の再代襲はない）・弟 C ですから、代襲相続人は弟 C となります。

結果として弟 C は、①甲の弟としての地位と、②亡父丙の代襲相続人としての地位を併有し、法定相続分は $1/16 + 1/16 = 1/8$ となります。

【注意】

法定相続人の数（相法 15②）の計算上は、弟 C は同一人ですから 1 人としてカウントします。したがって法定相続人の数は乙・A・C・D の 4 人です。

この論点は各社の解答が分かれる可能性があります。丙の系統を考慮しない場合（乙 3/4、A・C・D 各 1/12）の相続税の総額は 37,190,050 → 37,190,000 円 となり、以後の数値も変動します。本試験の採点上は、養子縁組により叔父 A が相続人となる点を押さえられていれば大きな差にはならないと考えられます。

論点② 甥 D の納税義務者区分－「非居住無制限納税義務者」

甥 D は米国に住所及び国籍を有し、相続開始前 10 年以内に日本国内に住所を有したことがありません。一見すると制限納税義務者に見えますが、判定の分岐は「被相続人の側」にあります。

判定項目	内 容	結 論
被相続人甲	相続開始時に日本国籍を有し、国内に住所を有していた	外国人被相続人・非居住被相続人のいずれにも該当しない
甥 D	国内に住所なし・日本国籍なし	相法 1 条の 3①二ハに該当
帰結	無制限納税義務者として全世界財産に課税	生命保険金等の非課税・未成年者控除の適用あり

【POINT】

相法 1 条の 3①二ハは「日本国籍を有しない個人（当該相続又は遺贈に係る被相続人が外国人被相続人又は非居住被相続人である場合を除く）」と規定しています。被相続人が日本に居住する日本人であれば、外国籍・海外居住の取得者であっても無制限納税義務者となります。

ここを誤って制限納税義務者と判定すると、①生命保険金等の非課税（相法 12①五）、②未成年者控除（相法 19 の 3）を落とすことになり、失点が連鎖します。

論点③ 宅地 E の評価－容積率の異なる 2 以上の地域にわたる宅地

評基通 20-7 の適用です。控除割合の算式は次のとおりです。

控除割合の算式

控除割合 = $(1 - \text{各部分の地積} \times \text{各容積率の合計} \div (\text{正面路線に接する部分の容積率} \times \text{宅地の総地積})) \times \text{容積率が価額に及ぼす影響度}$

$$= (1 - (225 \text{ m}^2 \times 400\% + 75 \text{ m}^2 \times 300\%) \div (400\% \times 300 \text{ m}^2)) \times 0.5$$

$$= (1 - 1,125 \div 1,200) \times 0.5 = 0.0625 \times 0.5 = 0.03125 \rightarrow 0.031 \text{ (小数点以下 3 位未満四捨五入)}$$

奥行 20m は普通商業・併用住宅地区の「12m 以上 32m 未満」に該当し、奥行価格補正率は 1.00 です。また、宅地 E は家屋 F の敷地であり、甲乙間に地代等の授受がない（使用貸借）ため、乙持分に対応する部分も含め自用地として評価します。

甲の持分は 3 分の 1 です。令和 8 年 2 月 3 日に 3 分の 2 を配偶者乙に贈与しているため、相続開始直前の持分割合が甲 1/3・乙 2/3 となっている点を読み落とさないようにしましょう。

論点④ 宅地 G の評価－地積規模の大きな宅地＋側方路線影響加算

ステップ	内 容
① 正面路線の判定	路線価 × 奥行価格補正率が最も高い路線を正面路線とする。 200 千円 × 1.00 = 200,000 > 100 千円 × 0.97 = 97,000 ∴ 200 千円路線が正面
② 側方路線影響加算	加算率は「正面路線の地区区分」で判定 → 普通商業・併用住宅地区・角地 → 0.08 側方路線の奥行価格補正率も正面路線の地区区分で判定 → 奥行 25m → 1.00 200,000 + 100,000 × 1.00 × 0.08 = 208,000 円/㎡
③ 規模格差補正率	三大都市圏・750 ㎡・普通商業・併用住宅地区 → ㊫ = 0.95、㊬ = 25 (750 ㎡ × 0.95 + 25) ÷ 750 ㎡ × 0.8 = 0.7866... → 0.78 (小数点以下 2 位未満切捨)
④ 自用地価額	208,000 × 0.78 × 750 ㎡ = 121,680,000 円
⑤ 利用区分の按分	家屋 H は甲・乙が各 1/2 共有で第三者に賃貸。宅地 G は甲の単独所有。 ・甲の家屋持分に対応する部分 → 貸家建付地 ・乙の家屋持分に対応する部分 → 乙は地代を支払っていない（使用貸借）ため自用地

【注意】

側方路線の奥行価格補正率を、側方路線の地区区分（普通住宅地区・奥行 25m → 0.97）で計算してしまう誤りが頻出です。正面路線の地区区分に統一する点を必ず確認してください。

また、使用貸借により貸し付けられている土地の上に存する家屋を第三者に賃貸していても、その土地は自用地として評価します。使用貸借に基づく借主の権利は評価しないためです。

論点⑤ 小規模宅地等の特例の有利選択

特定居住用宅地等（宅地 E・100 m²）と貸付事業用宅地等（宅地 G・375 m²）の併用となるため、限度面積要件の按分計算が必要です。

区 分	1 m ² 当たり評価額	減額割合	1 m ² 当たり減額	限度面積の消費	貸付換算の減額効果
特定居住用（宅地 E）	96,900 円	80%	77,520 円	200/330 m ²	127,908 円
貸付事業用（宅地 G）	137,904 円	50%	68,952 円	1 m ²	68,952 円

貸付事業用宅地等の枠に換算した減額効果は、特定居住用が 127,908 円と貸付事業用の 68,952 円を大きく上回ります。したがって宅地 E を 100 m²すべて選択し、残った枠を宅地 G に充てるのが最も有利です。

選択面積と減額金額

$$\text{貸付事業用の選択可能面積} = 200 \text{ m}^2 - 100 \text{ m}^2 \times 200/330 = 4,600/33 \text{ m}^2 \approx 139.3939 \text{ m}^2$$

$$\text{宅地 E} : 9,690,000 \times 100 \text{ m}^2/100 \text{ m}^2 \times 80/100 = 7,752,000 \text{ 円}$$

$$\text{宅地 G} : 51,714,000 \times (4,600/33) \text{ m}^2 \div 375 \text{ m}^2 \times 50/100 = 9,611,490.90... \rightarrow 9,611,490 \text{ 円}$$

合 計 : 17,363,490 円

【POINT】

端数が出るため計算しづらいですが、本試験では割り切れない面積が出ることも自体は珍しくありません。分数のまま処理し、最後に円未満を切り捨てるのが確実です。

なお、宅地 G のうち乙の家屋持分に対応する自用地部分（375 m²）は、甲が無償で貸していたため甲の貸付事業には該当せず、特例の対象になりません。

論点⑥ I 社株式（上場株式）と配当期待権

課税時期（令和 8 年 8 月 3 日）は、配当落の日（7 月 30 日）以後、かつ配当金交付の基準日（7 月 31 日）の翌日以後、株主総会決議日（10 月 15 日）の前という位置関係にあります。

時系列	日 付	意 味
配当落の日	令和 8 年 7 月 30 日	以後に取得した者は配当を受けられない → 株価は配当落ち
配当金交付の基準日	令和 8 年 7 月 31 日	被相続人はこの日の株主 → 配当を受ける権利を有する
課税時期（相続開始）	令和 8 年 8 月 3 日	基準日の翌日以後 → 株式は配当落ちの価格、配当期待権を別途計上
株主総会の決議日	令和 8 年 10 月 15 日	課税時期後 → 未収配当金ではなく「配当期待権」として評価

■ (1) 上場株式の評価（評基通 169・172）

評価の候補	金 額	調 整
課税時期の最終価格	12,500 円	調整なし
令和 8 年 8 月の月平均額	12,600 円	調整なし（配当落の日後の月）
令和 8 年 7 月の月平均額	12,500 円	配当落の日（7/30）から末日までの平均額に置き換え（12,700→12,500）
令和 8 年 6 月の月平均額	12,400 円	12,800 - 400（予想配当金額） = 12,400 ★最も低い

■ (2) 配当期待権の評価（評基通 193）

配当期待権

予想配当金額 400 円 × 1,000 株 = 400,000 円

源泉徴収されるべき所得税等 = 400,000 × 20.315% = 81,260 円

配当期待権の価額 = 400,000 - 81,260 = 318,740 円

【注意】

問題の指示(6)で 20.315%という税率がわざわざ与えられているのは、この配当期待権のためです。指示に使い道のない数値が置かれることは通常ありませんので、指示を読んだ段階で「配当期待権があるはず」と当たりをつけられると理想的です。

論点⑦ J 社株式（取引相場のない株式）

■ (1) 評価方式の判定

議決権は 100 株につき 1 個であるため、発行済株式数 20,000 株に対する議決権総数は 200 個です。相続開始直前の株主は甲（6,000 株＝60 個）と叔父 A（14,000 株＝140 個）のみで、両者は養子縁組により兄弟姉妹（＝親族）であり同族関係者に該当します。

弟 C は、叔父 A の姪甥にあたる親族として同族株主グループに属しますが、①中心的な同族株主（叔父 A）がいること、②弟 C 自身は中心的な同族株主に該当しないこと（配偶者・直系血族・兄弟姉妹・1 親等の姻族の議決権合計が 25%未満）、③取得後の議決権割合が 4%＜5%であること、④課税時期において役員でなく申告期限までに役員となる者もないこと、から評基通 188(2)に該当し配当還元方式となります。

■ (2) 純資産価額の主要論点

項 目	取扱い	理 由
貸付金 300,000 円	相続税評価額・帳簿価額とも除外	債務者につき破産手続開始の決定があり回収不能と見込まれるため評価しない（評基通 205）。帳簿価額からも同額を除き、評価差額を生じさせない
建物	通常の取引価額 23,900,000 円	令和 6 年 3 月取得＝課税時期前 3 年以内に取得した家屋であるため、通常の取引価額により評価（評基通 185 ただし書）。固定資産税評価額 15,000,000 円は使わない
車両運搬具	売買実例価額 8,800,000 円	評基通 129 の原則により、売買実例価額が明らかであるためこれによる。新品小売価額 12,500,000 円－償却費 7,500,000 円＝5,000,000 円は、売買実例価額等が明らかでない場合の方法
保険積立金	生命保険金請求権 25,000,000 円に置換	被相続人の死亡により J 社が受け取る保険金請求権を資産計上し、保険積立金 12,000,000 円は除外する
未払法人税等	560,000 円を負債計上	令和 8 年 3 月 31 日決算期末に係る事業年度の法人税等の未払額（評基通 186(1)）
未払退職金等	25,000,000 円を負債計上	被相続人の死亡により支給が確定した退職慰労金 20,000,000 円・功労加算金 2,000,000 円・弔慰金 3,000,000 円（評基通 186(3)）

■ (3) 類似業種比準価額の主要論点

要 素	計 算	ポイント
㊸ 株価	462 円	課税時期の属する月・前月・前々月・前年平均・課税時期の属する月以前 2 年間平均のうち最も低い金額
㊹ 年配当	0.6 円	直前々期の非経常的な配当 60,000 円を除外し 2 年平均。10 銭未満切捨
㊺ 年利益	14 円	非経常的利益（特別利益 500,000 円－特別損失 200,000 円＝300,000 円）を控除し、受取配当等の益金不算入額を加算、その所得税額を控除、繰越欠損金控除額を加算。1 年・2 年平均の有利選択で 2 年平均 14 円
㊻ 簿価純資産	310 円	（利益積立金額 52,000,000 円＋資本金等の額 10,000,000 円）÷ 200,000 株
斟酌率	0.6	中会社であるため 0.6（大会社 0.7、小会社 0.5）

【 POINT 】

令和 8 年 5 月 28 日の定時株主総会で「直前事業年度の末日を基準とした株式の配当を見送る決議」をしている点は、直前期中に効力が発生した配当（150,000 円）には影響しません。直後期の配当を見送っただけであり、㊹の計算にも純資産価額の未払配当金にも影響しないことの確認です。

1 株当たりの年利益金額は、直前期のみ（18 円）と 2 年平均（14 円）のいずれかを選択できます。低いほうを選ぶことで類似業種比準価額が 1,820 円 → 1,710 円 と下がります。

論点⑧ 生命保険契約の 3 類型

契 約	被保険者	保険料負担者	取扱い	金 額
K 生命保険契約	被相続人甲	被相続人甲	みなし相続財産（相法 3①一） 契約者貸付金の元利合計額を控除（相基通 3-9）	乙 18,000,000
L 生命保険契約	被相続人甲	甲 1/2・夫 B'1/2	甲負担分はみなし相続財産 夫 B'負担分は夫 B'から甥 D への贈与とみなす（相法 5①）	D 10,000,000 （贈与分 10,000,000 は相続税の対象外）
M 生命保険契約	夫 B'（生存）	被相続人甲	保険事故未発生。契約者かつ保険料負担者が被相続人であるため、みなし相続財産（相法 3①三）ではなく本来の相続財産「生命保険契約に関する権利」となる	D 4,200,000

【注意】

相法 3 条 1 項 3 号の「生命保険契約に関する権利」は、被相続人が保険料を負担し、かつ「被相続人以外の者」が契約者である場合のみみなし相続財産です。本問の M 契約は契約者も被相続人甲であるため 3 号には該当せず、本来の相続財産として課税されます。条文適用を誤らないよう注意してください。

評価額は、課税時期に解約するとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額（未経過保険料を含む）4,200,000 円です（評基通 214）。支払済保険料 4,500,000 円を下回るため源泉徴収されるべき所得税相当額はありません。

論点⑨ 退職手当金等と弔慰金

弔慰金の非課税限度額（相基通 3-20）

業務上の死亡である場合 賞与以外の普通給与の 3 年分

業務上の死亡でない場合 賞与以外の普通給与の半年分

本問：600,000 円 × 6 か月 = 3,600,000 円 ≥ 弔慰金 3,000,000 円

∴ 弔慰金 3,000,000 円は全額が弔慰金として取り扱われ、退職手当金等に該当しない

退職手当金等は退職慰労金 20,000,000 + 功労加算金 2,000,000 = 22,000,000 円、非課税限度額は 5,000,000 × 4 人 = 20,000,000 円ですから、課税価格算入額は 2,000,000 円です。

論点⑩ 相次相続控除と未成年者控除

相次相続控除の算式（相法 20）

$$\text{各相続人の控除額} = \text{㉑} \times \text{㉒} / (\text{㉓} - \text{㉑}) \times \text{㉔} / \text{㉕} \times (10 - \text{㉖}) / 10$$

㉑：第 2 次相続の被相続人（甲）が第 1 次相続（丙の相続）で課された相続税額 = 1,602,100 円

㉒：甲が第 1 次相続で取得した財産の価額（純資産価額）= 28,000,000 円

㉓：今回の相続で相続人全員が取得した財産の価額（純資産価額）の合計 = 218,952,000 円

㉔：各相続人の純資産価額 ㉕：経過年数 = 4 年（令和 4 年 5 月 6 日～令和 8 年 8 月 3 日、1 年未満切捨）

$$\text{㉒} / (\text{㉓} - \text{㉑}) = 218,952,000 \div 26,397,900 > 1 \quad \therefore 1 \text{ とする}$$

$$\text{控除額の総枠} = 1,602,100 \times 1 \times (10 - 4) / 10 = 961,260 \text{ 円}$$

相次相続控除は相続人にも適用されます。本問では乙・A・C・D の全員が相続人であるため、4 人とも適用対象です。

未成年者控除（相法 19 の 3）

甥 D は、①相続人（代襲相続人）であり、②非居住無制限納税義務者（相法 1 の 3①二ハ）に該当し、③相続開始時に 18 歳未満（17 歳）であるため適用があります。

平成 21 年 5 月 10 日生まれ ⇒ 18 歳に達するのは令和 9 年 5 月。相続開始（令和 8 年 8 月 3 日）からの期間は 9 か月余りで、1 年未満は切り上げて 1 年。

控除額 = 100,000 円 × 1 年 = 100,000 円

解答数値一覧

項 目	配偶者乙	叔父 A	弟 C	甥 D	合 計
課税価格	176,833,000	12,144,000	14,918,000	15,057,000	218,952,000
法定相続分	3/4	1/16	2/16	1/16	1
算出相続税額	30,020,630	2,061,665	2,532,602	2,556,200	—
2 割加算額	—	412,333	506,520	511,240	—
配偶者の税額軽減額	27,878,325	—	—	—	—
未成年者控除額	—	—	—	100,000	—
相次相続控除額	776,345	53,315	65,494	66,104	961,258
納付すべき相続税額	1,365,900	2,420,600	2,973,600	2,901,300	9,661,400

相続税の総額

課税価格の合計額 218,952,000 円 － 遺産に係る基礎控除額 54,000,000 円 ＝ 課税遺産総額 164,952,000 円

相続税の総額 37,171,100 円

本資料の利用にあたって

本解答は本試験問題の内容に基づき作成した一つの解答例です。特に「弟 C の二重身分（法定相続分 1/8）」「J 社純資産価額における弔慰金の負債計上」「車両運搬具の評価方法」については見解が分かれる可能性があり、これらの取扱いが異なる場合には相続税の総額以降の数値が変動します。

答案作成にあたっては、部分点を確実に積み上げる観点から、計算過程を丁寧に記載することが重要です。



ライブお疲れさま会

のご案内

今年の税理士試験を受験された皆様のこれまでの努力を労いつつ、試験後に新たな一歩を一緒に考える生配信「お疲れさま会」をYouTube Liveにて下記の日程で生配信いたします。

配信中はチャットを通じたご相談も大歓迎です。気になることは相談しつつ、一緒に同じ科目に挑戦する予定の皆さんで集まって、来年度の試験に向けてスタートダッシュを切りましょう！



配信日時

簿記論・財務諸表論

8月11日 (火・祝)
11:00~

 桑原先生・中村先生・熊取谷先生
穂坂先生・福山先生・榊先生・佐藤先生
担当講師

税法科目

8月11日 (火・祝)
14:00~

 桑原先生・山本先生・田中先生
榊先生・小出先生
担当講師

※アーカイブ配信も行う予定です。

税理士WEB講座の特長



- ・ **オンラインでどこでも学習OK**
自宅にいながら実力派講師の講義が受けられます。
- ・ **後からでも、何度でも受講OK**
受講期間内は好きな時に繰り返し見直せます。
- ・ **スマホ・タブレットにダウンロードOK**
通信料を気にせず、外出先でも学習できます。

※WEB講座受講画面をイメージしたはめ込み画像です。
※WEB講座の内容・サービス等は予告なく変更となる場合がございます。
最新の情報はネットスクールホームページにてご確認ください。



ネットスクール公式YouTubeチャンネルにて生配信
<https://www.youtube.com/@netschoolcorp>

🔍 ネットスクール YouTube 🔍



分割払い金利無料キャンペーン実施中！ 2026/9/30 (水)正午まで

